

東海北陸厚生局 Q&A

気になる質問集めてみました

Question

01

採用に当たって厚生行政に関する専門知識は必要ですか？

Answer

採用時において、特別な専門知識は必要ありません。東海北陸厚生局では、皆さまのご家族にも関係の深い医療、健康、福祉、年金など、赤ちゃんからお年寄りまで国民の皆さまの健康で安全・安心な暮らしを支えるための業務を行っています。さまざまな事柄に広く関心を持っている人は大歓迎です。

Question

02

職員研修はどのような研修がありますか？

Answer

新規採用者は、4月の採用後すぐに、新規採用職員研修を受講します。また、職員研修は、厚生局の業務に関する研修、新規採用者等フォローアップ研修、タイムマネジメント研修、福祉施設等での実務研修等、資質向上を目的として、年間を通じて計画的に実施しています。

さらには、人事院や日本年金機構等の外部機関が開催する研修にも参加する機会があり、職員研修を通じて、職員の更なるスキルアップを図っています。

Question

03

人事異動について教えてください

Answer

人事異動は、多くの職員は、だいたい2～3年ごとです。年1回実施する意向調査により本人の希望や配慮すべき事情を確認するとともに、能力や適性を勘案して、適材適所となるように人事異動が行われています。転勤(転居を伴う異動)は、基本的に東海北陸厚生局の管轄区内となりますが、厚生労働省本省や地方自治体、日本年金機構、国立病院機構等に出向して経験を積む職員もいます。

Question

04

勤務時間や残業(超過勤務)について教えてください

Answer

勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分(昼休み:12時～13時)(名古屋市勤務の場合は、午前9時～午後5時45分もあり)の7時間45分勤務となっています。配属先や業務の繁忙な時期に残業となることもありますが、定時退庁日として毎週水曜日と金曜日を設定しており、職員各自が早く帰れるように心がけています。

また、フレックスタイム制度が導入されたことにより、ワークライフバランスの推進を図っています。

Question

05

休暇制度について教えてください

Answer

年次有給休暇は、毎年(1月1日～12月31日まで)20日間あり、翌年は、使用しなかった日数のうち20日を限度に繰越されます。ただし、4月採用者の場合、採用年は15日間で、翌年以降は20日間となります。年次有給休暇の他に、夏季休暇(3日間)、結婚の時・親族が死亡した時、子の看護をするときなどに特別休暇があり、病気休暇や介護休暇などの制度もあります。

Question

06

宿舍や住居手当がありますか？

Answer

新規採用者は、希望に応じて公務員宿舍に入居することができます。

また、民間の賃貸住宅に入居した場合には、家賃額に応じて、住居手当が支給されます。